



ヤンマー産業用マルチローター (農薬散布用ドローン)

総合補償制度

動産総合保険
損害賠償責任担保特約(オプション)

ヤンマーの産業用マルチローター総合補償制度は
このようなリスクを補償します。

動産総合保険	機体の破損	産業用マルチローターの操縦ミスにより、着地に失敗し、機体が大破してしまった
	盗難	倉庫に保管していた産業用マルチローターが、何者かに盗まれてしまった
損害賠償責任担保特約 (オプション)	対物賠償	予定していた着地点に着地できず、産業用マルチローターが他人の建物に衝突し、建物を破損させてしまった
	対人賠償	産業用マルチローターの着地に目測を誤り、機体が歩行者に接触し、ケガを負わせてしまった

動産総合保険

(機体の事故補償)

<p>保険の対象</p>	<p>次の条件を満たす産業用マルチローター</p> <p>①総重量^(*)150キログラム未満かつ保険金額が10万円以上 ②使用用途が事業用(趣味、スポーツ、競技目的で使用されない。)</p> <p>(*) 燃料、薬剤、機器等をすべて搭載した状態での重さをいいます。 (注) 燃料、薬剤は保険の対象に含まれません。</p>
<p>被保険者</p>	<p>保険の対象となる産業用マルチローターの所有者</p>
<p>補償の対象となる事故</p>	<p>保険期間中に保険の対象となる産業用マルチローターに生じた、不測かつ突発的な事故を補償します。</p> <p>(例) 墜落や他物との衝突、火災、落雷、爆発、雹災、雪災、水濡れ、外部からの物体の飛来または衝突、盗難、いたづら 等</p>
<p>保険金額</p>	<p>保険の対象の再調達価額(税込)を基準に設定します。 ただし、残価が50%未満の場合は、時価(税込)を基準に設定します。</p>
<p>免責金額</p>	<p>なし</p>
<p>お支払いする保険金</p>	<p>損害保険金、残存物取片づけ費用保険金、代替品レンタル費用保険金、搜索費用保険金、損害拡大防止費用、権利保全費用 *代替品レンタル費用保険金と搜索費用保険金は、保険金額または保険価額のいずれか低い額の10%に相当する額を限度として、お支払いいたします。</p>
<p>保険料プラン</p>	<p>別紙のとおり</p>

※機体の事故について、メーカー保証はありません。
 補償が必要な場合は、本保険への加入をお勧めいたします。

補償のあらまし

動産総合保険(機体の事故の補償)

お支払いする保険金	損害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●不測かつ突発的な事故によって、保険の対象とする産業用マルチローターに生じた損害について、損害保険金をお支払いします。 ●損害保険金は、損害の額(全損の場合は再調達価額※1を、全損に至らない場合は、損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費の額)をお支払いします。 (※時価支払額をお支払いする場合もあります。詳細は約款をご確認ください。) ●保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、保険期間の満期まで有効です。ただし、損害保険金のお支払額が1回の事故で再調達価額に相当する額となった場合は、保険契約は、損害発生時に終了します。 ●使用中の産業用マルチローターに不測かつ突発的な事故が発生し、産業用マルチローターを回収するために必要または有益な回収費用については、損害の額に回収費用を含めて損害保険金としてお支払いします。 ●保険金額が満たない場合は、次の算式による額を損害保険金としてお支払いします。 損害保険金 = 損害の額 × 保険金額
	残存物取片づけ費用保険金	損害保険金がお支払われる場合において、保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用)が補償の対象となります。損害保険金の10%に相当する額を限度として、実際に支出した費用が対象となります。
	代替品レンタル費用保険金	不測かつ突発的な事故によって産業用マルチローターに損害が生じた場合において、代替品のレンタルを行うために支出した費用(*1)を、保険金額または保険価額のいずれか低い額の10%に相当する額を限度にお支払いします。 (*1) 次のいずれかに該当する時より後の代替品レンタル費用に対しては、代替品レンタル費用保険金をお支払いしません。 <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者が保険の対象を修理する場合は、修理完了後、保険の対象が被保険者の手元に戻った時 ② 被保険者が保険の対象の代替として使用する物を新たに取得する場合は、代替品を取得した時
	搜索費用保険金	使用中の産業用マルチローターに不測かつ突発的な事故が発生し、産業用マルチローターを搜索するために支出した必要かつ有益な搜索費用(交通費、宿泊費、搜索委託費用、機材の賃借費用等をいいます。)を、保険金額または保険価額のいずれか低い額の10%に相当する額を限度として、お支払いいたします。
	損害拡大防止費用	<ul style="list-style-type: none"> ○保険金を支払うべき損害が発生した場合において、損害の拡大防止または軽減のために要した費用のうち必要または有益であったものをお支払いします。 ○保険金額または保険価額のいずれか低い額から損害保険金の額を差し引いた残額を限度としてお支払いします。
	権利保全費用	東京海上日動(以下「引受保険会社」といいます。)が補償をご提供するのと引換えに取得する第三者からの損害賠償等を受けられる権利の保全もしくは行使または証拠および書類の入手のために必要な費用をお支払いします。

補償の対象とならない主な損害	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ●ブレードに単独で生じた損害 ●使用中の保険の対象の行方がわからなくなり、保険の対象の所在が特定できないことによる損害(ただし、搜索費用保険金は除きます。) ●日本国外にある保険の対象について生じた損害 ●保険の対象に対する修理、清掃等の作業上の過失・技術の拙劣によって生じた損害 ●電氣的または機械的の事故によって保険の対象に生じた損害 ●保険の対象の自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、変色その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害 ●保険の対象のかしによって生じた損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害およびこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害 ●保険の対象に加工を施した場合は、加工着手後に生じた損害 ●台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをい)、落石を除きます。)、落石等の水災によって生じた損害 ●サイバー攻撃に起因する損害。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。 <ul style="list-style-type: none"> ・サイバー攻撃により火災または破裂もしくは爆発が発生した場合 ・保険契約者または被保険者が個人(個人事業主を除きます。)の場合 <p style="text-align: right;">等</p>
----------------	---

賠償事故の補償

損害賠償責任担保特約

オプション

被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ①記名被保険者 ②記名被保険者の同居の親族で、保険の対象を使用または管理中の者。 ③記名被保険者の承諾を得て、保険の対象を使用または管理中の者。 ④記名被保険者の使用者 ⑤記名被保険者が未成年または責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わってその者を監督する者。 ⑥②または③に該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者。
補償の対象となる事故	産業用マルチローターの所有、使用または管理の不備に起因して、発生した偶然な事故により、保険期間中に発生した他人の生命または身体の障害、他人の財物を滅失、破損または汚損について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。
支払限度額	1事故につき1億円
免責金額	なし
お支払いする保険金	法律上の損害賠償金、争訟費用、損害防止費用、緊急措置費用、協力義務費用、請求権の保全・行使手続き費用、示談交渉費用(保険金の額)=(被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額)+(損害防止費用)+(請求権の保全・行使手続き費用)+(緊急措置費用)-(自賠責保険等の契約が締結されており、それによって支払われる金額がある場合はその金額)-(被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより取得するものがある場合は、その価額)-(保険証券に記載されたこの特約条項に係る免責金額)※詳細は約款をご確認ください。
保険料プラン	別紙のとおり*本補償は動産総合保険の特約のため、動産総合保険にご加入の方向けの内容です。単独でのご加入はできません。

補償のあらまし

賠償事故の補償

お支払いする保険金	法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金をお支払いします。 (注)賠償責任の承認または賠償金額の決定前に、引受保険会社の同意が必要となります。
	争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払いします。
	損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をお支払いします。
	緊急措置費用	事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用をお支払いします。
	協力義務費用	被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が引受保険会社の要求に従い、協力するために必要とした費用をお支払いします。
	請求権の保全・行使手続き費用	他人に損害賠償の請求(共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。)をすることが出来る場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払いします。
	示談交渉費用	被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した費用をお支払いします。

補償の対象とならない主な損害

- 保険契約者または被保険者の故意
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 被保険者が所有または使用する財物の損壊につき、その財物に対して正当な権利を有する者に対する損害賠償責任
 - 被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - 被保険者の業務(家事を除きます。)に従事中の被保険者の使用人(請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づいて、被保険者の指揮、命令または監督下において被保険者の業務に従事する者を含みます。)に対する対人事故に起因する損害賠償責任
 - サイバー攻撃
- 等

ご契約の際に ご注意いただきたいこと

1.告知義務について

申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
※取扱代理店には、告知受領権があります。

2.補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約(特約条項や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額・支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

3.通知義務について

ご契約後に申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

4.保険料についての注意点

保険料は、保険証券に記載の払込期日までに払ってください。払込期日までに保険料の入金がない場合は、その払込期日後に起きた事故による損害に対して保険金をお支払いできないことや、ご契約が失効したり、ご契約を解除させていただくことがあります。保険証券に払込期日の記載がない場合は、保険料は、ご契約と同時に払い込みください。保険証券に払込期日の記載がない場合において、ご契約と同時に保険料の入金がないときは、引受保険会社が保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。また、保険期間の初日の属する月の翌月末までに保険料の入金がない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。

5.保険証券

ご契約後、1か月経過しても保険証券が届かない場合は、引受保険会社にお問い合わせください。

6.取扱代理店の業務

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

7.ご契約者と被保険者が異なる場合

ご契約者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

8.事故が起こった場合の手続き

事故または損害が生じたことを知った場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

●保険金請求に必要な主な書類

保険金のご請求にあたっては、保険金の請求書、損害見積書のほか、保険の対象の盗難による損害の場合は、所管警察署の証明書またはこれに代わるべき書類をご提示いただく必要があります(その他事故の状況に応じて必要な書類をご提示いただく場合があります。)

●保険金請求の時効

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

9.示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様(被保険者)ご自身が、引受保険会社担当部署からの助言に基づき被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置きください。

また、引受保険会社の承認を得ずにお客様(被保険者)側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

ご契約の際に ご注意いただきたいこと

10. 保険金請求の際のご注意

賠償事故の補償において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。

このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

11. 他の保険契約等との関係

この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下、「他の保険契約等」といいます。)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

- 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
- 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

12. 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、ご契約の取扱代理店または引受保険会社までご連絡のうえ、書面でのお手続きが必要です。

- ご契約内容および解約の条件によっては、引受保険会社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還される保険料があっても、払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となる場合があります。
- ご契約者からのお申出による解約の場合は、保険料を解約日以降に請求させていただくことがあります。

13. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※) 保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

14. 共同保険について

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、以下の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

<引受保険会社>	<引受割合>
東京海上日動火災保険(幹事保険会社)	60%
三井住友海上火災保険	40%

お問い合わせ先

1 保険の契約・解約、事故発生時の受付窓口

営業時間 9:00～17:40

(土・日曜、祭日および引受保険会社所定の休業日を除く)

関東甲信越、
九州エリア以外のお客様

ヤンマー保険サービス(株) 本社
〒530-0014
大阪市北区鶴野町1-9
梅田ゲートタワー5F
FAX:06-6376-0687

 06-6376-6275


関東甲信越エリアのお客様

ヤンマー保険サービス(株) 東京支店
〒104-0028
東京都中央区八重洲2丁目1番
八重洲地下街 B2階
FAX:03-6262-7332

 03-6262-7331

九州エリアのお客様

ヤンマー保険サービス(株) 福岡支店
〒812-0857
福岡市博多区西月隈
1-5-8 2F
FAX:092-476-5301

 092-303-9104

2 事故発生時の受付窓口 (上記営業時間外の場合)

事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター (東京海上日動安心110番)

0120-720-110

受付時間: 24時間 365日

ネットでの
ご連絡はこちら



東京海上日動のホームページのご案内

<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp>

詳しい補償内容については、「動産総合保険の約款(動産総合保険普通保険約款、特約事項)」に記載していますので、必要に応じて弊社のホームページでご参照いただくか、代理店または弊社までご請求ください。

ご加入までの流れ

お見積り依頼

添付の「ヤンマー産業用マルチローター総合補償制度 見積依頼票」に必要事項をご記入いただき、ヤンマー保険サービス(株)へFAXください。FAXのご送信先は、お住まいのエリアによって異なります。

【FAXのご送信先】

- 関東甲信越・九州エリア以外 06-6376-0687
- 関東甲信越エリア 03-6262-7332
- 九州エリア 092-476-5301

お申込み手続き

ご希望の方には正式な契約申込書をお送りいたします。契約申込書にご署名のうえご返送いただき、これを取扱代理店が受領するまでご契約は成立しておりませんので、ご注意ください。

保険料お支払い

ご契約手続き後、保険会社から「保険料お振込みのご案内 兼 請求書」をお送りしますので、保険料のお振込みをお願いいたします。
保険料の払込期限は、保険開始日の翌月末です。

保険証到着

保険会社から保険証券をお送りいたしますので、ご契約いただいた内容に誤りがないかをご確認のうえ、保管ください。

このパンフレットは、動産総合保険の内容についてご紹介したものです。ご契約に際しては、必ず「重要事項説明書」をご確認ください。また、詳しくは「約款」をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店にご請求ください。ご不明な点がございましたら、代理店または保険会社までお問合せください。

【取扱代理店】

ヤンマー保険サービス株式会社

〒530-0014 大阪市北区鶴野町1-9 梅田ゲートタワー5F
 TEL:06-6376-6275 FAX:06-6376-0687

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社 関西営業第一部営業第一室

〒541-8555 大阪市中央区高麗橋3丁目5番12号
 TEL:06-6203-1510 FAX:06-6203-1561